

諮問番号：平成31年度諮問第9号

答申番号：平成31年度答申第13号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却すべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、神戸市兵庫区に住所を有し、第1子を監護し、その生計を主として維持していた。
- 2 審査請求外 （以下「第2子」という。）は、平成30年9月 日、審査請求人を父として出生した。
- 3 審査請求人は、第1子について、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、児童手当の受給資格及び児童手当の額について神戸市兵庫福祉事務所長（以下「処分庁」という。）の認定を受けていたが、平成30年12月14日、処分庁に対し、同日付け児童手当額改定請求書により、第2子の出生を理由として、児童手当額の増額を請求した（以下「本件請求」という）。
- 4 処分庁は、平成30年12月21日、本件請求に対し、同月20日付け神 第 号児童手当額改定通知書（以下「本件通知書」という。）により、改定後の算定基礎児童数及び、支給月額を3歳未満1人15,000円及び3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）1人10,000円の計25,000円と、改定年月を平成31年1月と、改定の理由を「養育する児童が増えたため」として、児童手当の額を改定する処分をした（以下「本件処分」とい

う。)

- 5 審査請求人は、平成31年1月9日、本件処分における改定年月を平成31年1月から平成30年9月に変更することを求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

時間内に健康保険と住民票の届けをしたが、そのときに児童手当の届けをしないといけないことを知らなかった。

健康保険のところで教えてもらえなかった。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

法第9条第1項が「児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。」と規定するとおり、増額改定は、改定後の児童手当の額についての受給者による認定の請求に基づき行われることが予定されている。

このように児童手当の増額改定についていわゆる請求主義が採用されていることは規定上明らかであるから、仮に新たな児童の誕生により増額改定の要件に該当したことが、住民基本台帳関係の届出等によって市町村長が認識しうる状況にあったとしても、受給者において増額改定についての認定の請求をしない限り、児童手当の額を改定することはできない。

本件請求は平成30年12月14日に行われているため、処分庁は法第9条第1項に基づきその翌月である平成31年1月から児童手当の増額改定を行ったものであり、本件処分は適法である。

第5 調査審議の経過

令和元年8月5日 第1回審議

令和元年9月3日 第2回審議

令和元年10月7日 第3回審議

第6 審査会の判断

1 本件処分の適法性

法第9条第1項が「児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。」と規定するとおり、増額改定は、改定後の児童手当の額についての受給者による認定の請求に基づき行われることが予定されている。

このように児童手当の増額改定についていわゆる請求主義が採用されていることは規定上明らかであるから、仮に新たな児童の誕生により増額改定の要件に該当したことが、住民基本台帳関係の届出等によって市町村長が認識しうる状況にあったとしても、受給者において増額改定についての認定の請求をしない限り、児童手当の額を改定することはできない。

本件請求は平成30年12月14日に行われているため、処分庁は法第9条第1項に基づきその翌月である平成31年1月から児童手当の増額改定を行ったものであり、違法又は不当な点は認められない。

2 審査請求人の主張の検討

審査請求人は、第2子の出生届及び国民健康保険の手続きをした際に、

児童手当の手続きが別途必要であることについて窓口で案内されなかった旨を主張しているが、仮にそうであるとしても本件処分の適法性及び妥当性には影響するものではない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之